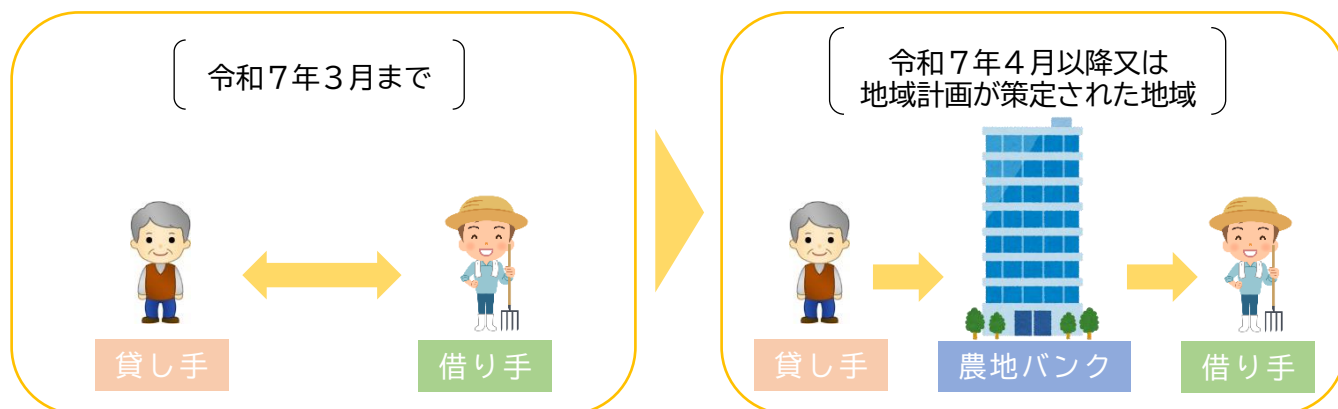


# 農業者の皆様へ

## 利用権設定制度の変更について

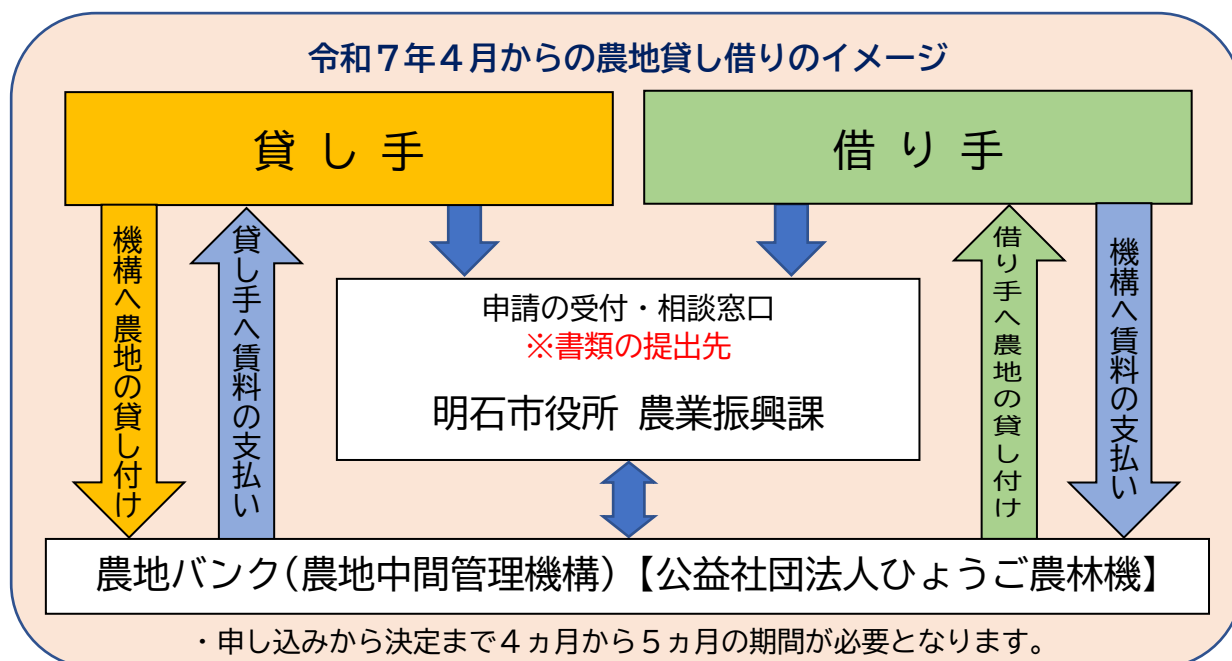
「農業経営基盤強化促進法の改正」により、利用権設定制度は令和7年3月末で廃止になります。

**令和7年4月以降の農地の貸し借りは、  
農地バンク(農地中間管理機構)経由になります。**



### 農地バンク（農地中間管理機構）とは？

- ・農地を貸したい人（貸し手）から農地を借り受け、耕作を希望する人（借り手）にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行っています。
- ・改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において法定化された「地域計画」に基づき、所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進めていきます。



#### 貸し手のメリット

- 貸付期間終了後は、農地は自動的に貸し手に戻ります。（更新可能）
- 賃貸料がある場合は機構からまとめて支払いされます。

#### 借り手のメリット

- 賃貸料は機構にまとめて支払うので支払い事務が一本化されます。